

『退職者医療制度』

会社などを退職して国保に加入した人は70歳になって老人保健法が適用されるまでの間、「退職者医療制度」で医療を受けます。

12月1日(月)です
国保税第5期の納期限は

加入する人

次にあてはまる人とその家族が対象となります。

1. 国保に加入している人
2. 老人保健の適用を受けていない人
3. 厚生年金や各共済組合などの年金を受けている人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以後の期間が10年以上ある人

◎届け出に必要なもの
年金証書
保険証
印かん

届け出のしかた

年金受給権が発生した日から加入します。

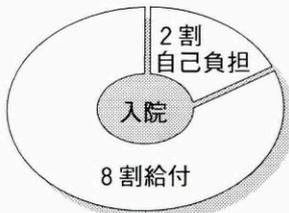
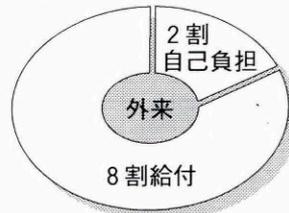
年金証書をうけとったら、世帯主は14日以内に届け出を。

医療費の自己負担額

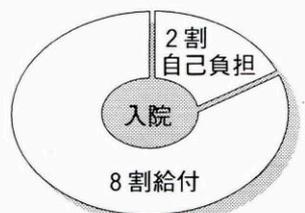
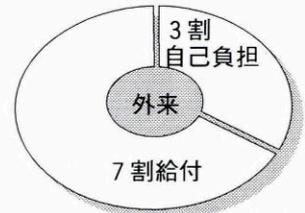
◎扶養家族とは

退職被保険者といっしょに暮らし、主として退職被保険者の収入により生計を維持している直系尊属、配偶者及び三親等内の親族と配偶者の父母及び子

退職被保険者(本人)



被扶養者(家族)



※入院時の食事代は定額の自己負担となります。

海洋環境保全推進週間 11月1～7日
海上環境事犯一斉取締り 11月8～17日

未来に残そう青い海

11月6日から12日は年金週間です

いずれ訪れる老後や万一のときの生活補償として、なくてはならない公的年金。保険料を納めて、自分の将来の年金の権利を守るとともに、現在の年金受給者の生活を支えるしくみです。

いつの時代も頼れる年金であるためには、皆さんの一人一人が、年金を自分自身の問題として考え、年金制度を積極的に支えていこうという気持ちをもたれることが必要です。

そこで、年金について考える機会をつくることを目的として全国統一的に年金週間が定められ、キャンペーンが展開されます。山口県では、その一環として「山口県社会保険大会」が開かれます。

あなたの年金は大丈夫ですか。この機会に年金について考えてみませんか



山口県社会保険大会

11月19日(水) 10時30分から
山口市民会館

《内容》

●式典(表彰等)

●講演

「老いをみつめる」

豊原ミツ子先生

(エッセイスト)

●アトラクション及び抽選会

(ゲスト)

ゼンジー北京他

《主催》山口県

※入場無料

11月の 国民年金相談日

13日(木)・28日(金)

午後7時まで

(会場)

民生課福祉係

☎43-0211